

改正案	現行
<p>〔農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の要件〕</p> <p>第五十条の二の八 法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める面積は、おおむね十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第五十条の二の九 法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める要件は、集団的に存在する土地であることとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第五十条の二の十 法第八十七条の三第一項第三号の政令で定める期間は、十五年とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>〔農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の変更の要件〕</p> <p>第五十条の二の十一 法第八十八条第十五項第二号の政令で定める期間は、十五年とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（国営土地改良事業の負担金）</p> <p>第五十二条 国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業を除く。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額（当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改良事業につき同条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認</p>	<p>（国営土地改良事業の負担金）</p> <p>第五十二条 国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業を除く。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額（当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改良事業につき同条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認</p>

めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を加える。）とする。

一、二の四（略）

三 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項若しくは法第八十五条の三第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは法第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の三十五に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の数（以下この号において「資格者数」という。）を八万円に乘じて得た額（以下この号において「基準額」という。）を超え、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超えない場合においては、その基準額を超える部分の額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超える場合においては、資格者数に七万円を乘じて得た額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額）

四・五（略）

六 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業（以下「除塩事業」という。）で法第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額

2
2
6（略）

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法）
第五十二条の二（略）

2
・3（略）

4 第一項第一号の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項若し

めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を加える。）とする。

一、二の四（略）

三 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項若しくは法第八十五条の三第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは法第八十八条第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の三十五に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の数（以下この号において「資格者数」という。）を八万円に乘じて得た額（以下この号において「基準額」という。）を超え、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超えない場合においては、その基準額を超える部分の額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超える場合においては、資格者数に七万円を乘じて得た額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額）

四・五（略）

六 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業（以下「除塩事業」という。）で法第八十八条第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額

2
2
6（略）

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法）
第五十二条の二（略）

2
・3（略）

4 第一項第一号の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項若し

くは法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間に於いて農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度（の翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度の初日とする。）

- 一 農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

二（略）

5 第三項第二号の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度の初日とする。

6 （略）

第五十三条（略）
（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徴収方法等）

2 前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項、法第八十五条の三第一項若しくは第六項若しくは法第八十五条の四第一項の申請により、又は法第八十七条の二第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了

くは法第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請により、又は法第八十七条の二第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間に於いて農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度（の翌年度とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度とする。）

- 一 農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

二（略）

5 第三項第二号の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度とする。

6 （略）

第五十三条（略）
（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徴収方法等）

2 前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項、法第八十五条の三第一項若しくは第六項若しくは法第八十五条の四第一項の申請により、又は法第八十七条の二第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了

するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、第五十二条第一項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては十五年を、その他の国営土地改良事業にあつては十七年をそれぞれ下らないものとし、据置期間は、同項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては三年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

3 (略)

一、四 (略)

第五十三条の二 (略)

2 前項の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日とする。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）
第五十四条の三 (略)

2 法第九十一条の二第四項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第五項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

3 法第九十一条の二第六項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三

するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度から起算して、第五十二条第一項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては十五年を、その他の国営土地改良事業にあつては十七年をそれぞれ下らないものとし、据置期間は、同項第一号の二及び第五号に掲げる事業にあつては三年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度から起算するものとする。

3 (略)

一、四 (略)

第五十三条の二 (略)

2 前項の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度とする。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）
第五十四条の三 (略)

2 法第九十一条の二第四項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第五項において準用する同条第三項の規定により当該特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

（新設）

項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

第六十九条 削除

(国の補助)

第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一 六 (略)

六の二 法第八十七条の五第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業(除塩事業に限る。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の九十(農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しない事業にあつては、百分の五十。第十二号において同じ。)を乗じて得た額に相当する額

七 十一 (略)

十二 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業(法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業に限る。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の九十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の九十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

2 5 (略)

(申請等の經由手続)

第六十九条 管理受託者(都道府県を除く。)が第五十九条又は第六十一条の規定により農林水産大臣に対してする承認の申請及び第六十条若しくは第六十四条の規定により又は第六十五条の規定による命令により農林水産大臣に対してする報告は、当該申請又は報告に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

(国の補助)

第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一 六 (略)

六の二 法第八十八条第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業(除塩事業に限る。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の九十(農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しない事業にあつては、百分の五十。第十二号において同じ。)を乗じて得た額に相当する額

七 十一 (略)

十二 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業(法第九十六条の四第一項において準用する法第八十八条第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業に限る。)にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の九十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の九十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

2 5 (略)

(事務の区分)

第八十条 第五十一条の二、第七十二条第一項並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第八十条 第五十一条の二、第六十九条、第七十二条第一項並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。